

○長門市業務委託に関するプロポーザル実施要綱

(平成 23 年 4 月 1 日要綱第 7 号)

改正 平成 25 年 5 月 1 日要綱第 25 号 令和 5 年 4 月 20 日要綱第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する調査、計画及び設計等の業務委託(以下「業務委託」という。)について、技術的に最適な受託者を特定するプロポーザル方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 業務委託の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は指名選定し、当該業務委託に係る実施体制、実施方針及び技術提案等に関する提案書(以下「提案書」という。)の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型 プロポーザル方式等の実施について公募により提案者を募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。
- (3) 指名型 あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

(対象)

第 3 条 プロポーザル方式により受託者を特定できる業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) アイデア、デザイン及び技術力等が求められ、設計者の資質によりその業務の成果に大きな差異が生じると懸念される業務
- (3) 発注仕様を定めることが困難な場合など標準的な業務の実施手続が定められていない業務
- (4) その他市長が適当と認める業務

(審査委員会の設置)

第4条 市長は、プロポーザル方式を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項の審議を行うため、別に定めるところによりプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）を設置する。

- (1) 公募型の場合における公募資格要件の決定
- (2) 指名型の場合における提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）の選定
- (3) 提案書の評価方針
- (4) 提案項目及びその配点の設定
- (5) 提案書の評価基準の設定
- (6) 提案書の審査と選定

2 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の設計及び調査の業務委託の場合は、前項第2号については、長門市建設工事等指名審査会（以下「指名審査会」という。）において審議するものとする。

（公募型の場合の実施の公表）

第5条 公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、次に掲げる事項をホームページへの掲載及び公告その他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託する業務名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案書の提出者の資格
- (3) 提案書を特定するための評価基準
- (4) 担当部課
- (5) 参加意向申出書提出の期限、場所及び方法
- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) 質問及び疑義について
- (8) ヒアリングに係る事項
- (9) 選定結果の通知
- (10) 契約の締結
- (11) その他市長が必要と認める事項

（公募型の場合の参加表明手続）

第6条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、プロポーザル参加意向申出書（別記様式第1号。以下「参加意向申出書」という。）及び必要書類を提出しなければならない。

(公募型の場合の参加意向申出者の提案資格の確認等)

第7条 市長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者(以下「意向申出者」という。)について、第4条第1項第1号の規定に基づく提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 市長は、提案資格を満たさないことを確認した者については、提案者としてはならない。

(公募型の場合の提案資格確認の通知)

第8条 市長は、意向申出者に対し、提案資格の確認の結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は前項の通知を行う場合、提案者としての提案資格を認めない者に対しては、その旨及びその理由を記載の上、通知するものとする。

3 前項の提案資格が認められなかった意向申出者は、通知のあった日の翌日から起算して5日以内(閉庁日は除く。)に、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができる。

4 市長は、前項の書面による説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して5日以内(閉庁日は除く。)に説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。

(指名型の場合の指名業者の選定)

第9条 審査委員会は、指名型プロポーザル方式を実施しようとするときは、提案資格を有すると認めたものの中から、要請者を選定するものとする。

(指名型の場合の指名の通知)

第10条 市長は、前条により要請者を決定した場合は、速やかに当該要請者に対し、次に掲げる事項をプロポーザル参加指名通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 委託する業務名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案書の提出者の資格
- (3) 提案書を特定するための評価基準
- (4) 担当部課
- (5) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) 質問及び疑義について

- (8) ヒアリングに係る事項
 - (9) 選定結果の通知
 - (10) 契約の締結
 - (11) その他市長が必要と認める事項
- (提案書の提出要請)

第 11 条 市長は、第 7 条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者に対して、プロポーザル関係書類提出要請書(別記様式第 4 号)により提案書(別記様式第 6 号)の提出を要請するものとする。

- 2 市長は、前条の規定により通知を行った要請者に対しては、プロポーザル関係書類提出要請書(別記様式第 4 号)により提出意思確認書(別記様式第 5 号)及び提案書(別記様式第 6 号)の提出を要請するものとする。ただし、市長が必要ないと認めたときは、省略することができる。
- 3 前項の要請を受けた要請者は、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提出意思確認書を市長に提出しなければならない。
- 4 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、委託の性格上、要請者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われぬおそれがある場合には、要請者が一同に会さない形で、個々の要請者に説明を行うことは妨げない。
- 5 提出された提案書は返却しない。また提出された提案書の訂正、差し替えは、認めない。

(受託者の特定)

第 12 条 市長は、提出された提案書について審査委員会に審査依頼を行うものとする。

- 2 審査委員会は、前項の審査依頼を受けて提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、最も適した提案を行ったものを受託候補者として選定し、市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の審査結果を尊重し、契約すべき受託者を特定するものとする。
- 4 第 2 項の選定にあたっては、別に定める評価方法等により行わなければならない。

(特定者及び非特定者の通知)

第 13 条 市長は、前条の審査結果に基づき、特定した者(以下「特定者」という。)及び特定しなかった者(以下「非特定者」という。)に結果通知書(別記様式第 7 号)により通知するものとする。この場合において、特定したときであっても、提案内容に認められない部分があるときにはその旨を併せて明記するものとする。

2 前項の通知を行う場合において、特定者及び非特定者に対し、それぞれ特定した理由又は特定しなかった理由を付すものとする。

3 非特定者は、市長に対して書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合において、書面は市長からの通知が届いた日の翌日から起算して 5 日以内(閉庁日は除く。)に提出しなければならない。

4 市長は、前項により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して 5 日以内(閉庁日は除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

(契約手続)

第 14 条 市長は、特定者と当該業務に係る契約締結の手続きを行うものとする。この場合において、受託者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めないものとする。

(提案資格の喪失等)

第 15 条 市長は、提案者が参加意向申出書及び提案書に虚偽の記載をしたことが判明したときは、提案等の資格を失うものとし、すでに提出された提案書が無効とするものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して通知するものとする。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第 16 条 市長は、提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められるときは、審査委員会においてあらかじめ定めた基準に基づき、提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、審査委員会に審査依頼することができるものとする。

(事務局の設置)

第 17 条 市長は、プロポーザル方式を実施するに当たり、当該業務を担当する課等にプロポーザル実施事務局(以下「事務局」という。)を設け、次に掲げる庶務を行うことができる。

- (1) 審査委員会の運営に係る事項
- (2) 審査委員会が行う業務に係る庶務
- (3) その他必要と認める庶務
- (その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 1 日要綱第 25 号)

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 20 日要綱第 11 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 6 条関係)

プロポーザル参加意向申出書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 8 条関係)

プロポーザル参加資格確認結果通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 10 条関係)

プロポーザル参加指名通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 11 条関係)

プロポーザル関係書類提出要請書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 11 条関係)

提出意思確認書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 11 条関係)

提案書

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 13 条関係)

結果通知書

[別紙参照]